

5 ドイツ連邦共和国

5-1 概要

ドイツの違法伐採対策については、平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業において情報収集が行われ、報告書（以下「平成 30 年度報告書」）が林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている¹⁰⁷。本事業では、平成 30 年度報告書以降のドイツにおける違法伐採対策に関するアップデート情報の収集を行った。

EU 木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）の国内実施法として、2 つの法律が制定された。

- 「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律（木材流通確保法¹⁰⁸、Gesetz gegen den Handel mit illegal eingeschlagenem Holz, Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiG）¹⁰⁹」（2011 年 7 月制定）
- 「木材流通確保法に関する一般行政規則（Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz und zur Aufhebung von Verwaltungsvorschriften im Bereich des Rechts über forstliches Vermehrungsgut, HolzSiGVwV）¹¹⁰」（2013 年 11 月制定）

前者は EUTR を国内で実施するための法律、後者は、EUTR をドイツ国内で生産された木材と木材製品に適用するための法律である。HolzSiG によって、管轄官庁は、輸入材については連邦農業食料機関（Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung, BLE）が、国産材については各州法によって定められた機関が、管轄官庁としての責任を負うと規定されている。これらの法令の解説は平成 30 年度報告書の 3-4 章に、法令の仮訳は 3-4 章に収録されている。

本事業では、HolzSiG は更新されていないことを確認した。HolzSiG の実施状況について管轄官庁の BLE にインタビューを実施した。さらに、リスク低減措置に関する事例の収集のために、業界団体のドイツ木材貿易協会（GD Holz）と民間企業 2 社にインタビューを行った。一方で、ドイツでは、企業に人権に関するデュー・デリジェンスを義務付ける「サプライチェーンにおける企業のデュー・デリジェンス義務に関する法律」が 2021 年に制定され、2023 年から施行される。木材関連企業も対象となることから、本法について調査を行った。

5-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

ドイツでは、EU 木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）の国内実施法として、HolzSiG が、2011 年に制定、2013 年に施行された。HolzSiG は、単語の置き換えや削除を除いて、これまで更新は行われていない。2020 年 2 月に、デュー・デリジェンス制度の要件について詳細を示すガイドライン¹¹¹が発表されたが、その内容は、EU ガイダンス文書の「デュー・デリジェンス」¹¹²の仮訳にとどまっている。

¹⁰⁷ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>

¹⁰⁸ 平成 30 年度報告書では「木材流通一保安法」と呼称

¹⁰⁹ <https://www.gesetze-im-internet.de/holzsig/BJNR134500011.html>

¹¹⁰ https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwbund_25112013_534623030011.htm

¹¹¹ https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Wald-Holz/Leitfaden_Sorgfaltspflicht.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹¹² 平成 30 年度報告書 8-3-5 章 参照

5-2-1 サプライチェーン法 (LkSG)

5-2-1-1 サプライチェーン法概要

「サプライチェーンにおける人権侵害を防止するための企業のデュー・デリジェンスに関する法律 (Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten zur Vermeidung von Menschenrechtsverletzungen in Lieferketten, Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz, LkSG)¹¹³」(以下、サプライチェーン法)が、2021年7月16日に制定された(2023年1月1日施行)。サプライチェーン法の目的は、基本的人権の保護を向上させ、特に強制労働の禁止を徹底させることである。ここには、一部の環境問題も含まれる。例えば、汚染された水によって人権が侵害されている、あるいは、人間の健康に関わる問題が生じている場合に、環境問題が関係することになる。従業員の労働安全衛生も含まれている。NGO(Initiative Lieferkettengesetz)の報告書¹¹⁴によると、サプライチェーン法は、これまで自発的な企業の社会的責任とされてきた人権と環境問題を、拘束力のある義務とするパラダイムシフトを起こすものであるとしている。当事者は、ドイツの裁判所を使って自身の権利を主張することができるだけでなく、所轄官庁にも苦情を訴えることができるようになってきている。また、ドイツの労働組合やNGOは、他国の当事者の権利をドイツの裁判所で擁護することによって支援することができる。

本法の適用対象となる企業は、2023年以降は従業員数3,000人以上の企業(約900社)、2024年以降は従業員1,000人以上の企業(4,800社)である。同法の適用対象となる企業は、デュー・デリジェンスを実施し、直接的な取引先、さらには、間接的な取引先の人権に関するリスクを特定しなければならない。対象企業は、デュー・デリジェンスの内容を「説明責任報告書」を年1回管轄官庁に提出することが義務付けられており、報告書は管轄官庁のウェブサイトで公開される。

サプライチェーン法の所轄官庁である連邦経済・輸出管理庁(Federal Office for Economics and Export Control)は、デュー・デリジェンス実施義務に違反した場合、罰金等を科すことができる。企業がデュー・デリジェンス義務に違反した場合、行政執行手続における金銭処罰の額は最高5万ユーロ、より深刻な違反の場合は最高で80万ユーロ以下の罰金が科せられる。

5-2-1-2 サプライチェーン法で要求されるデュー・デリジェンス

サプライチェーン法第1条第3項では、デュー・デリジェンス義務として、以下の9項目が挙げられている。

1) リスク管理システムの構築(第1条第3項§4)

企業は、デュー・デリジェンスの要件を満たすために、適切かつ効果的なリスク管理システム(体制)を確立しなければならない。リスク管理は、適切な手段により、関連するすべてのビジネスのプロセスに定着させなければならない。企業は、デュー・デリジェンス義務を遵守するた

¹¹³https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=//%5B@attr_id=%27bgbl121s2959.pdf%27%5D#_bgbl_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl121s2959.pdf%27%5D_1674829434944

英訳：https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf;jsessionid=C85FBBE3730ED332AF3DB902B810073C.delivery2-replication?__blob=publicationFile

¹¹⁴ https://lieferkettengesetz.de/wp-content/uploads/2021/06/Initiative-Lieferkettengesetz_Analysis_What-the-new-supply-chain-act-delivers.pdf

めに、適切かつ効果的なリスク管理システムを構築しなければならない。リスク管理は、適切な手段により、すべての関連する業務プロセスに組み込まなければならない。

2) 企業内の責任者又は担当者の指定（第1条第3項§4）

企業は、人権担当者を任命するなどして、企業内の誰が人権リスク管理の監視に責任を持つかを明確にしなければならない。取締役会は、企業のサプライチェーンにおける経済活動によって、企業の法的地位が直接的に影響を受ける可能性があることを十分に考慮しなければならない。

3) 定期的なリスク分析の実施（第1条第3項§5）

特定された人権及び環境関連のリスクは、適切に重み付けされ、優先順位がつけられる必要があり、企業は、リスク分析の結果が、取締役会や購買部門などの関連する意思決定者に内部的に伝達されることを保証しなければならない。リスク分析は、年に一度だけでなく、新製品や新しい事業分野の導入などにより、サプライチェーンのリスク状況が大幅に変化又は拡大すると予想される場合には、都度実施しなければならない。

4) ポリシー・ステートメントの公表（第1条第3項§6）

企業は、人権戦略に関するポリシー・ステートメント（方針声明）を公表しなければならない。これには、企業の人権戦略として少なくとも、義務を履行するための手続きの説明、リスク分析に基づいて特定された優先的な人権及び環境関連リスク、企業がサプライチェーンの従業員やサプライヤーに期待する人権と環境関連の定義が含まなければならない。

5) 自社の事業と直接サプライヤーに対する予防措置（第1条第3項§6）

企業は、自社事業領域において適切な防止策を定めなければならない。

- ポリシー・ステートメントで定められた人権戦略の実施
- 特定されたリスクを防止又は最小化するための適切な調達戦略及び購買慣行の策定と実施
- 研修の実施
- 自社事業領域において、ポリシー・ステートメントに含まれる人権戦略の遵守を検証するためのリスクベースの管理策の実施

企業は、直接サプライヤー（直接的な取引がある一次サプライヤー）に対して、適切な予防措置を講じなければならない。

- 直接サプライヤーを選定する際に、人権と環境に関連する事項を考慮する
- 人権と環境関連の期待事項を遵守し、サプライチェーンに沿って適切に対処することを、直接サプライヤーが契約により保証する
- 直接サプライヤーが行った契約上の保証を実施するための、初期研修及び追加研修の実施
- 直接サプライヤーの人権戦略の遵守を検証するための適切な契約上の管理メカニズムとそのリスクベースでの実施に同意すること

予防措置の有効性は、年に一度、また、新製品導入などにより、自社の事業分野や直接の供給元におけるリスク状況が著しく変化又は拡大すると予想される場合には、都度見直さなければならない。

6) 改善措置（第1条第3項§7）

企業が、自社の事業領域又は直接サプライヤーにおいて、人権又は環境関連の義務違反が発生していることを発見した場合、この違反を防止、終了又はその程度を最小限に抑えるために、不当な遅滞なく、適切な改善措置を講じなければならない。ドイツ国内の自社事業所、海外の自社事業領域で発生した義務違反は、改善措置によって違反状態を解消しなければならない。義務違反が直接サプライヤー側に生じており直ちに解消することができない場合には、企業は改善措置として、遅滞なく違反を解消するか最小限に抑えるための具体的な工程を含んだ計画を策定し実行しなければならない。計画の策定と実施において、特に以下を考慮しなければならない。

- 違反の原因となっている企業との間で、違反状態を解消する、又は最小限に抑えるための計画を共同で策定し、実施すること
- 各業界の主体的な取組方針（セクター・イニシアチブ）や開発された取組基準（セクター・スタンダード）を活用することで他の企業と協力し、被害をもたらす、又はもたらす可能性のある主体への影響力を高めること
- リスクを最小化するための努力をする間、取引関係を一時的に停止すること。

7) 苦情処理手続（第1条第3項§8）

企業は適切な内部苦情処理手続が実施されていることを確認しなければならない。苦情処理手続は、企業が自社事業領域又は直接サプライヤーの経済的行為の結果として生じた人権及び環境関連のリスク、並びに人権関連又は環境関連の義務違反を報告することを可能にするものである。企業は、苦情手続に関する情報を、適切な方法で一般に公開する必要がある。苦情処理手続は、潜在的な関係者がアクセス可能でなければならず、身元の機密を保持し、苦情の結果としての不利益や処罰から効果的に保護することを保証しなければならない。苦情処理手続きの有効性は、少なくとも年に1回見直されなければならない。

8) 間接的サプライヤーのデュー・デリジェンスの実施（第1条第3項§9）

企業が、間接的サプライヤー（直接取引はしていない一次サプライヤーより上流のサプライヤー）における人権又は環境関連の義務違反の可能性が明らかになった場合、リスク分析を実施し、リスクの予防と回避のための支援など適切な措置を講じる。

9) 文書化（第1条第3項§10）

デュー・デリジェンス義務を遂行する上では、企業内で継続的にデュー・デリジェンス義務の履行を文書化されなければならない。文書は作成から少なくとも7年間は保管されなければならない。企業は、前会計年度のデュー・デリジェンス義務の履行に関する年次報告書を作成し、会計年度終了後4ヶ月以内に企業のウェブサイト上で、無料で7年間公開しなければならない。報告書には少なくとも以下の事項を理解しやすい形で記載しなければならない。

- 企業が人権と環境関連のリスク又は義務違反を特定したか、特定した場合はその内容
- 企業がデュー・デリジェンス義務を果たすために実施した内容
- 企業がデュー・デリジェンス義務を果たすために行った取組の影響と有効性の評価
- 評価から得られた、企業が今後デュー・デリジェンス義務を果たすために行う取組に関する結論

5-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

5-3-1 木材流通確保法 (Holz SiG) 法の実施状況

5-3-1-1 BLE へのインタビュー概要

管轄官庁である BLE の職員に HolzSIG の執行状況についてインタビューを行った。インタビューから得た情報を以下に記載する。

5-3-1-2 BLE へのインタビュー結果

1) BLE の検査

Q: EU 各国政府は、EUTR 遵守のために各国で制定した法制度の執行状況を EU 委員会に報告する義務があり、それらの報告をとりまとめたレポートが公開されている¹¹⁵。レポートによると、ドイツには、木材輸入事業者 (オペレーター) が 27,000 社存在している。ドイツの管轄官庁である連邦農業食料機関 (BLE) は、2020 年に、約 240 社の検査を実施し、約 180 社で何らかの不遵守が判明し、約 150 社に対し何らかの法執行を行った¹¹⁶。2021 年には検査数に減少がみられ、約 140 社の検査を実施し、約 100 社の不遵守が判明、そのすべてに法執行を実施した¹¹⁷。不遵守や法執行の内容の詳細はレポートには記載されていない。BLE に上述した 2021 年の検査数減少の理由をたずねたところ、2 つの理由が示された。

1 つの理由はコロナウィルスによるロックダウンの影響で、多くの企業が現地訪問を受けることに消極的であったため、代替案として、オンラインミーティングや、メールでのコミュニケーションとオンラインミーティングや電話を組み合わせたハイブリッドなアプローチで検査を実施した。しかし、これまでに経験がなかったため、手配等に多くの時間がかかってしまった。もう 1 つの理由は、検査を実施するための優秀な人材が不足していることである。一般的に、検査に関連する資格を持った人物は政府機関よりも民間企業に就職した方が有利であることに加え、既存の検査官の多くが定年を迎えたことから、検査官の人数が減少してしまったことが検査数に影響した。現在は、検査員数は再び 15 人程度に回復し、2022 年 220 件の検査が実施される予定 (2022 年 11 月のインタビュー時に 200 件完了) である。

Q: BLE に検査対象企業の選定方法について質問したところ次の回答を得た。

検査の対象企業は、企業規模を基準に選定している。木材輸入事業者数が 27,000 社ある中で、その 9 割は年間輸入総額が 25,000 ユーロ以下であり、このような小規模事業者の中には木材輸入を専門としない事業者が少なくない。例えば、バーの経営者がグラスや皿を運ぶための箱をいくつか買っただけであったり、木材輸入業者ではない企業がオフィス用の机を購入しただけというケースである。BLE の推定によると、木材輸入事業者上位 400 社の検査を完了すれば、総木材輸入量の 82% がカバーされることになる。現在大手 300 社は少なくとも一度は検査されており、すでに数回検査されている場合もある。不遵守の件数は、EU 委員会に報告している通り (約 240 社

¹¹⁵ レポートは EU 委員会のウェブサイトからダウンロードが可能である。 https://environment.ec.europa.eu/topics/forests/de-forestation/illegal-logging/timber-regulation_en

¹¹⁶ https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR%20Overview%202020_alternative.pdf

¹¹⁷ https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR%20Overview%202021_743575405.pdf

の検査を実施し、約 180 社で何らかの不遵守が判明) で、それに対する異議申し立ては 10~20% 程度である。もし、上述のような小規模輸入者をチェックするとしたら、100%が不遵守であろうと考えている。不遵守に対する対応は、不正行為の深刻さと、デュー・デリジェンスのどの段階で発生したかによって異なる。情報収集の義務に重大な違反があった場合は刑事訴訟に発展するが、正確なリスク評価やリスク低減の義務に違反した場合は、行政指導、つまり、BLE は企業が取るべき是正措置を指示することになる。そして、企業がこの是正措置を講じない場合にのみ、刑事的手続がとられることになる。小規模輸入者に対する意識改革や能力向上のための活動は、BLE では行っておらず、それは業界団体の役割であると認識している。

Q: NGO のレポート¹¹⁸によれば、2017 年から 2018 年にかけてドイツ、ベルギー、オランダ政府当局はミャンマー産チーク材に対して厳しい共通執行体制を築いた。ドイツ当局はミャンマーからチークを輸入し続けている事業者に対する措置を強化し、執行姿勢と違反した場合の措置を明確に伝える書簡とプレスリリース¹¹⁹を発表し、さらにミャンマー産チーク材(インドなど別の国を経由した場合も)は一時的に押収し、押収後 1 カ月以内に合法性を確認できない場合は輸入者の負担で返還すると宣言した。その結果、ドイツ、ベルギー、オランダのミャンマー産チーク材の輸入が劇的に減少したことが確認されている¹²⁰。これは厳格な法執行の成功例と考えられる一方で、他の NGO からは、ドイツ政府の法執行は制裁措置が不十分であることが指摘されている。このような現状を踏まえ、BLE に検査を実施するにあたっての困難な点について質問したところ、以下の回答を得た。

法律が必要な手段を提供しているため困難な点はない。NGO の批判は、現在の検査対象がドイツの木材輸入量の大部分をカバーしていることを考慮していない。敢えて言えば、BLE に資格を持った検査官が不足していることが最大の難点である。

2) リスク低減措置

Q: BLE に有効なリスク低減措置は何かと質問したところ、以下の回答を得た。

輸入事業者のリスク低減措置として、森林認証がある。森林認証があればデュー・デリジェンス(特に情報収集とリスク評価)が不要となるわけではないが、リスク低減のための有効な手段であることには変わりない。高リスク国から輸入される木材で森林認証材でない場合のリスク低減措置としては、企業がサプライヤーに対して自ら監査を実施したり、第三者に監査や検証を委託するというオプションもある。これは単なるサプライヤー訪問ではなく、サプライチェーンのリスクに関連する情報を文書化する必要がある。このような監査・検証の合法性の証拠としての価値は、他の手段に比べて低いと考えているが、必要な情報を慎重に文書化することでその価値が認められることもある。しかし、一般的に、ビューロ・ベリタスなどの民間企業が提供している合法性検証スキームは、コストが非常に高いため、輸入事業者にとっての利用価値はあまりないかもしれない。事業者による科学的検査の活用は、Thünen-Institute からの報告によれば、大幅に増加しており、最もよく活用されているのは、樹種特定のための検査である。

¹¹⁸ <https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2020/03/How-is-EU-enforcing-common-position.pdf>

¹¹⁹ https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2018/180613_Myanmar

¹²⁰ その一方で、執行体制の弱い EU 諸国でのミャンマー産チーク材の輸入が同程度増加したと報告されている。

現在、ロシアのウクライナ侵攻の影響による制裁で、ロシア産木材の輸入は基本的に不可能となっている。また、ウクライナやベラルーシからの輸入材についても、リスクを低減することが非常に困難な状況にある。ベラルーシ産のほとんどの木材製品とウクライナの一部地域で生産される木材に制裁が適用されていることが理由であるが、戦前からリスク低減が困難な地域である。主な理由は汚職等の問題によるもので、ウクライナの汚職腐敗度指数（CPI）はロシアよりも低かった。現在ウクライナやロシアでは森林認証制度が機能しなくなって、リスク低減に活用することが困難である。

3) 他の関連規則、法律への対応について

Q：現在議論されている、EUTR を代替する新しい EU 森林減少規則（EUDR）案¹²¹への準備について質問した。

この新規規則の目的は、森林減少の主な要因（牧畜、大豆、オイルパームプランテーションなど）にもっと焦点を当てることである。これは EUTR を補完するものではなく、それに取って代わるものである。EUTR と EUDR の主な違いは、輸入事業者は、輸入前にデュー・デリジェンスを実施しなければならない（現行通り）ことに加え、輸入ごとに企業の代表者が署名したデュー・デリジェンス宣言を税関に提出しなければならないことである。つまり、デュー・デリジェンス申告書を提出しなければ、税関で輸入が差し止められるので、今後はすべての輸入事業者が新しい規制認識することになる。BLE は、より技術的な面において、現在提案されている管轄官庁による検査数が非現実的な多さである点を懸念しており、現行提案を満たすためには検査官が少なくとも 600 人必要になると推定している（現在の BLE の検査官数は 15 人）。新規制はまだ承認されていないため、準備のための具体的な措置は実施していない。

Q：サプライチェーン法による人権デュー・デリジェンスと HolzSig のデュー・デリジェンスとの関連性について質問した。

サプライチェーン法の実施主体は、連邦経済・輸出管理局（BAFA）である。サプライチェーン法は、取引する商品に関係なく、すべての大規模な企業に適用されるものである。しかしこれは、BLE の管轄には含まれておらず、対応等を行っていない。

5-3-2 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

5-3-2-1 ドイツ木材貿易協会

ドイツ木材貿易協会（Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V., GD Holz）は、ドイツの木材貿易業界の最大の団体で、約 900 社の会員を代表し活動を行っている。GD Holz は、GD Holz Service という子会社を設立し、2015 年から EUTR の監視団体（Monitoring Organization, MO）として登録したが、2019 年より MO の業務は実質的に停止し、GD Holz の会員が EUTR に対応するためのコンサルテーション業を行っている¹²²。このサービスには、100 社以上の会員企業が登録している。コンサルテーション・サービスは現在 3 人の職員が担当しており、そのうち 2 名の

¹²¹ ドイツ語では Entwaldungsfreie-Lieferketten-Verordnung（ELK VO）（森林破壊のないサプライチェーン規制の意）になる予定）

¹²² この経緯については平成 30 年度報告書 3-4-3 章参照。

担当者にインタビューを行った。以下は、すべてインタビューで得られた情報である。

1) デュー・デリジェンス支援サービス

GD Holz はデュー・デリジェンス・システムをパッケージとして提供している¹²³。情報収集、リスク評価、リスク低減の各段階でテンプレートが準備されており、ユーザーはそれに従って記入していくことで、デュー・デリジェンスが完了する。リスク評価では、「デシジョン・ツリー」(フローチャート)を提供している¹²⁴。デシジョン・ツリーに沿って、各質問に回答することでリスクを評価し、その回答に対応したポイントを加算していく(高得点であるとリスクが高い)。

最初の質問は「サプライチェーンのすべての段階が特定できているか？(サプライチェーン・リスクの評価)」で、「はい」なら1ポイント、「いいえ」なら5ポイントが与えられる。2番目の質問は「伐採国のCPIは30以下か？(カントリー・リスクの評価)」で、「はい」なら1ポイント、「いいえ」なら4ポイント、加えて武力抗争もある場合は5ポイントが与えられる。3番目の質問は「その樹種は頻繁に違法伐採の対象となっているか？(樹種リスクの評価)」で、「はい」なら1ポイント、「いいえ」なら5ポイントが与えられる。最後に「有効なCoC認証材(FSCやPEFC)であるか？」という質問があり、「はい」なら-10ポイント(減点)、「いいえ」なら0ポイントが与えられる。最終的に各質問で得た合計ポイントが、-7から5であれば「リスクは無視できる」、6から14であれば「リスクは無視できず、リスク低減措置を実施する」という判断結果となる。はじめの3つの質問のうち2つで、高リスクと判断されても、森林認証材であればリスクは低減されているとみなされ、10ポイントマイナスされる。しかし、サプライチェーン・リスク、カントリー・リスク、樹種リスクすべてが高リスクである場合は、森林認証材であっても、最終的な判断は、「リスクは無視できず、リスク低減措置を実施する」となる。

ウクライナはそもそもCPIが低く、高リスク国とみなされていたが、ロシアの軍事侵攻の影響で森林認証が機能しなくなり、デュー・デリジェンスの実施が困難な国となっている。GD Holzはウクライナ専用のデシジョン・ツリーを開発した。

GD Holzは、このデシジョン・ツリーは、ドイツの管轄官庁BLEの検査に対しては効果的であると自信を持っている。なぜなら、GD Holzは検査を受けた会員からの情報や、BLEとの直接的なやりとり等に基づき、管轄官庁の要件に即して開発、改良したものである。つまりGD Holzは、会員企業がBLEの検査で問題を生じないことを目指して、デュー・デリジェンス・システムを開発し、提供している。GD Holzは、会員企業のデュー・デリジェンス実施のプロセスにおける疑問点に回答もする。企業からの相談は、入手した証拠書類の有効性をはじめとして、さまざまである。GD Holzが蓄積した経験により回答できる場合もあるが、回答できない場合は、BLEに直接質問する。BLEは通常、どのような文書や証拠必要か、どのような書類は証拠として使えないかなど具体的なことについて教えてくれることはない。企業が直接BLEに質問することもできるが、ほとんどの企業はそれを好まない。

GD Holzは、森林認証を一般的にBLEの検査に有効なリスク低減措置の一つであると考えて

¹²³ 平成30年度報告書3-4-3章参照。

¹²⁴ 平成30年度報告書 図3.26、図3.27を参照。2023年現在のデシジョン・ツリーはこの内容が修正されたものとなっている。

いる。しかし、CPI が非常に低い国からの輸入の場合は虚偽のリスクがあるため、森林認証さえも問題となる。GD Holz は、会員に対してそのような問題がある製品は輸入しないことを推奨している。企業にとっては、森林認証材を調達すると利益率が下がる、あるいは森林認証材が入手できないという問題もある。特に森林認証された熱帯材の入手は困難であると考えている。その他のリスク低減措置の選択肢としては、第三者による監査を手配する、あるいは企業が独自に監査を行うことであるが、前者はかなりコストがかかり、後者は BLE が証拠として認めない可能性がある。

2) その他

BLE の検査における問題点は、中国やインドからの植林木の輸入のように、リスクが低くても、高リスクの製品と同様にすべての書類を整えることを当局が期待することであるとされている。また、EU 全体としての EUTR の実施に関する問題は、ドイツと他の国で検査のクロスチェックが行われていないことだと考えている。この問題は表面化していないが、同じ書類が他の国での輸入品に添付されていることがある。また、すべての国が同じ程度に EUTR を施行しているわけではないことも問題である。例えば、アフリカの高リスク木材は、いまだにフランス経由で EU に入っている¹²⁵。

議論が進んでいる EUDR では、FLEGT ライセンスが使用できなくなるかもしれない。なぜなら、FLEGT 制度は EUTR の要求はみたしているが、EUDR で要求される事項、特に森林減少フリーという要件に対処していない。EUDR では、木材の伐採地を詳細に特定することが求められる可能性があるが、EUTR ではそれは求められていないためそこまでの追跡は実施しておらず、現実的には非常に困難と考えている。

5-3-2-2 A 社

A 社のデュー・デリジェンス担当者にインタビューを行った。以下は、すべてインタビューで得られた情報である。

1) 会社概要

A 社は 1969 年にドイツで設立された企業で、現在は日本を含めた世界に 64 の子会社、約 9,100 人の従業員を有している。主な事業は、産業用足場の製造と型枠システムの製造だが、合板や人工木ベースのパネルのサプライヤーでもある。A 社の主な顧客は、輸送・梱包業界、家具・構造材建築、コンクリートブロック・プレキャスト製造会社である。認証材への注目は高まっており、販売におけるシェアは年々高まっている。しかし、顧客が認証材を特別に要求することはほとんどない。価格には若干の差があり、認証材製品の方が高価である。A 社は針葉樹と広葉樹の両方を輸入し、型枠、合板、人工木ベースのパネルに使っている。スカンジナビアから型枠用のスプルー製材とバーチ合板、パーティクルボードを輸入している。A 社が輸入している主な広葉樹はユーカリである。ヨーロッパからの木材は主に PEFC 認証、南米やアジアからの木材は FSC 認証を取得している。インドネシアからも若干の輸入があるが、これは FLEGT ライセンスを活用できるためデュー・デリジェンスは容易である。A 社はロシア、ウクライナからバーチ合板を輸

¹²⁵ 「例えばフランスの様に、違法伐採リスクの高い旧植民地の国から木材を多く輸入している場合、EUTR によって輸入をしないなどという対策は実施することができないという事情もあると考えている。」(H30 報告書 3-4-3 章)

入していたが、今年はウクライナ戦争によって、対ロシア輸入制裁、ウクライナも高リスク国（合法性の証明が困難な国）とみなされ、両国では森林認証が停止していると伝えられており、木材輸入は困難な状況にある。現在両国からの輸入は行っていない。

2) デュー・デリジェンスの概要

A社はGD Holzの会員であり、GD Holzのデュー・デリジェンス・システムを使用している。デュー・デリジェンスは、各サプライヤーからの輸入品と各樹種について、年1回実施する必要がある。特定の輸入木材製品についてサプライチェーンが同じである場合、輸入ごとにデュー・デリジェンスを繰り返す必要はないが、最初に実施したデュー・デリジェンスの手続きは、1年間有効である。つまり、同じサプライチェーンから輸入される同じ種類の木材製品は、最初の輸入について文書化すれば十分である。例えば、1年間に5,000m³の同製品を500m³ずつ10回に分けて輸入する場合、最初の500m³についてデュー・デリジェンスの記録を残す必要がある。

3) 情報収集

デュー・デリジェンスに通常必要とされる書類は（リスクの高さによって、必要な書類は異なる）、所有権に関するコンセッション契約や伐採許可証、売買契約、請求書や領収書などの関連書類、サプライチェーンに沿った輸送書類などである。木材を、伐採国の特定の地域や特定の森林地域までさかのぼることは可能であるが、木材が伐採された森林内の具体的な場所までは特定できていない。A社は、EUTRではここまでは要求されていないと理解している。A社は、複数の樹種で構成される製品を取り扱っているが、樹種が増えれば増えるほど、デュー・デリジェンスの実施は難しくなると実感している。

4) リスク評価

リスク評価はGD Holzが提供するデシジョン・ツリーに従って実施している。これは、体系的なアプローチになっており、活用しやすい。サプライヤーの中には、自らサプライチェーンの概要を提供しているところもあり、リスク評価がしやすくなってきている。

5) リスク低減措置

A社は、リスク低減措置として、森林認証を主に活用している。民間の合法性検証スキームは活用していない。もう一つのリスク低減措置はサプライヤー訪問を実施し、現地で監査を行うことである。しかし、近年のパンデミックにより、この方法の採用することは少なくなってきている。現地監査の問題点は、直接サプライヤーの生産施設や丸太の倉庫での管理の確認はできるが、その上流のサプライヤーを訪問し監査するということは困難ということである。科学的な分析はまだ活用したことはないが、Thünen Institutに分析を依頼する予定がある。中国から輸入した木材が中国産かどうか（あるいはロシア産か）をテストしたいケースがある。

6) 政府の検査

BLEの検査はすでに4回受けている。BLEはガイダンスを示していないので、初めの頃はどのような文書を使用すればいいのかわからず、対応に苦慮していた。ドイツ政府の検査は、社内で伝え聞いていた他国における検査よりも、非常に綿密な検査だと感じた。BLEの検査官は、アド

バイスをすることはないが、少なくともどの書類が証拠として有効か、有効でないかについては教えてくれたので、参考になった。最初の検査では木材サンプルも採取された。

7) 業界団体の活用

A社はGD Holzの会員であり、コンサルティング・サービスを利用している。初めの頃はデュー・デリジェンス体制の構築について助言を求めた。GD Holzのデュー・デリジェンス実施方法に関するトレーニングを受けている。特定の書類について疑問がある場合は、GD Holzにアドバイスを求めることも可能である。GD Holzから、EUDR、ウクライナ情勢、対ロシア制裁などの最新情報を定期的に入手し参考にしている。

8) 人権・環境デュー・デリジェンス

A社は、サプライチェーン法を遵守することになっており、2023年からの法律施行に対する準備を進めている。Ecovadis社¹²⁶と契約し、A社は、サプライヤー、特に人権・環境リスクが高いと思われるサプライヤーに対して、Ecovadisの評価を受けることを勧めている。Ecovadisが評価したサプライヤーごとに「スコアカード」を作成し管理している。担当者は、中国やブラジルなどのサプライヤーに対しては本法はある程度意味があるが、すべての国のサプライヤーを対象とする必要性については疑問であるとコメントしていた。

9) その他

担当者は、EUTRの理念、サステナビリティの重視、そして違法木材の流通を管理することは基本的には正しいことだが、EU全体で同じレベルで実施される必要があると考えている。ドイツ、イギリス、スカンジナビア、ベネルクスにおいては厳しく監視が行われていると認識しているが、オーストリア、南欧、東欧の国々ではEUTRの執行がかなり弱いと感じている。また、インドネシア産の熱帯木材はFLEGTライセンス以外の要件なく輸入できるが、中国で農民が植林したポプラ材やブラジルの植林地からのマツ材を輸入するには多くの書類が必要となることには矛盾を感じる。

5-3-2-3 B社

B社のデュー・デリジェンス担当者にインタビューを行った。以下は、すべてインタビューで得られた情報である。

1) 会社概要

B社は、1989年にドイツで設立された、従業員18人の輸入木材の卸売企業である。主な事業は、すでに加工された木材製品（窓枠用集成材、端材パネル、集成材、モールディングなど）の輸出入で、主な顧客は窓・ドア業界の企業や小売店である。取引先の要望で、製材、合板、丸太を輸入することもある。主な市場はヨーロッパのドイツ語圏であるが、他のヨーロッパ諸国や海外市場への木材製品の輸出も行っている。顧客から森林認証製品を要求されることは頻繁にあるが、デュー・デリジェンスに関する情報を要求されたことはない。

¹²⁶ サプライチェーンのサステナビリティ評価を提供している企業。 <https://ecovadis.com/ja/>

2) デュー・デリジェンスの概要

B社のデュー・デリジェンスの担当者は、パートタイムで週に2-3日勤務している。新規サプライヤーのデュー・デリジェンスを実施するには、大抵2日程度の作業が必要になる。デュー・デリジェンスには、GD Holzのデュー・デリジェンス・システムを使用している。

3) 情報収集

情報収集では、森林から輸出までのサプライチェーンの全ステップをくまなく示し、合法的に伐採された木材であることを証明する書類を収集する必要がある。GD Holzのテンプレートは、収集すべき情報が体系的に記載されており、B社は以下の情報を収集している。

- 森林からサプライチェーンに関わる全サプライヤー
- コンセッション契約書
- 伐採許可証

B社はサプライチェーン全体について、全サプライヤーのリストを作成している。証拠として入手した文書中に示された重要な情報にマークを付け、説明を添えている。重要な情報とは、文書の種類、買い手と売り手、日付、有効期間、製品の説明、樹種、数量、木材の伐区に関する情報等である。GD Holzのテンプレートには、サプライヤー名と住所、製品、樹種（一般名と学名の両方）、原産国と地域、認証の場合は認証制度のデータベースで確認した認証番号、有効期限などの情報を記載する。サプライヤーからのメールによる情報も文書として保管し活用することがある。B社は、文書がもっともらしいことを確認することが極めて重要と考えている。例えば、時系列的に妥当な日付、現実的な換算係数などである。また、伐採された森林ユニットの場所を示す地図を入手することも重要だと考えている。サプライヤーから提供される書類の種類は様々である。最近によく準備し詳細な情報を提供するサプライヤーも増えてきた。中国のサプライヤーからは、中国で合法的に伐採されたものであることを示す書類を入手できた。ウクライナからの輸入は、リスクが高いため、FSC認証材のみを輸入している。GD Holzが特別に準備しているウクライナ用のテンプレートに必要情報を記入する必要がある。書類の多くは現地語で書かれており、Google翻訳を活用している。B社担当者は、情報収集がデュー・デリジェンスにおいて最も手間を要し、困難な部分であると考えている。また、書類を収集して確認しても、「合法的に伐採された」と証明することはとても難しいと考えていた。

4) リスク評価

B社はGD Holz社が提供する、採点システムに基づく「デシジョン・ツリー」を活用している。これは体系的にできており、リスク評価と意思決定のプロセスで苦慮することはない。B社は、リスク評価では、CPIがとても重要と考えている。デシジョン・ツリーに従うと、CPIが30以下であると、最終的に「無視できるレベルのリスク」という評価を得ることはできない。

5) リスク低減措置

リスクが「無視できないレベル」と評価された場合、サプライヤーの監査を毎年行う必要がある。サプライヤーの監査は、サプライヤーの積極的な協力があって初めて可能となるものであり、実施を実現するために多大な手間を要する。また、監査を実施できる現地コンサルタントを雇う

必要もある。サプライヤー監査では、書類、地図、写真などをチェックするが、これでもリスク低減には不十分な場合がある。B社は、森林認証はリスク低減策として有効であり、活用している。科学的試験はこれまで活用したことはない。B社は、リスク評価の結果に基づき、サプライヤーとの契約をしないことを決定したり、サプライヤーの変更を行ったことがある。

6) 政府の検査

B社は、すでに3回(2019年、2020年、2022年)、BLEによる検査を受けている。丸材、製材、窓用スカントリング材が検査対象であった。すべての検査で問題は生じなかった。最初の検査では5つの出荷が指定され、2回目と3回目の検査ではそれぞれ3つの出荷が指定された。1回目の検査では、BLEから建設的なアドバイスが提供され、どのような追加書類が必要なのか理解できた。そのため2回目以降の検査では、必要な書類を準備することができた。2020年の検査は、コロナウィルスのパンデミックの影響によって、オンラインで行われた。

7) 業界団体の活用

B社が加盟している業界団体はGD Holzのみで、2013年から加盟している。B社は、GD Holzのデュー・デリジェンス・ツールを活用している他、ニュースレター、デュー・デリジェンス・システムに関する法的要求事項に関する説明等の情報を受け取っている。また、デュー・デリジェンスのプロセスでわからないことが生じた場合に具体的なアドバイスを求めたり、サプライヤーから提供された書類の確認をしてもらうこともできる。例えば、中国のサプライヤーが、取引した木材は中国で合法的に伐採されたものであると主張してきたことについて、リスク評価の支援を依頼したことがある。B社は、GD Holzの会員であることは、デュー・デリジェンスの実施に非常に役立っており、このような問い合わせができることは安心感につながっていると考えていた。

8) その他

B社は、顧客から製品のサプライチェーン情報の開示を求められたことがあるが、自社のサプライチェーンを開示することはできない。GD Holzが開発した、デュー・デリジェンスを実施したことを示す「合法性証明書」にサインして、提供することを提案した。

B社が輸入している木材製品は、どの森林地域で伐採されたかの追跡は可能であるが、その森林内での具体的な場所までの追跡はできない。担当者は、このような追跡は法的要件ではないと認識しているが、現在議論されているEUDR法案ではそれが要求事項となる可能性があることは認識しており、将来の問題となる可能性があると考えていた。また、EUTRのデュー・デリジェンスによる違法伐採対策というコンセプトは良いが、それが実際に違法伐採問題を解決できているかについては疑問であり、現在の状況は、自国の木材業界を罰する手段となってしまうと考えていた。

